

山城むつみの著書『連続する問題』（幻戯書房、2013年）は、その書名を、中野重治「連続する問題」にちなんでいる。中野には「連続する問題」なるエッセイ作品があり、編集者が全集を編纂する際に、「連続する問題」をふくむ評論・随筆群を、『連続する問題』と名づけた。

〈連続する問題〉なるモチーフのもとに、山城は中野のなにを引き継ごうとするのか。山城のこの批評集じたいが、中野の文学作品「五勺の酒」の読解書だとも思える。「五勺の酒」は、中学校長が友人に書く手紙スタイルをとった短篇作品だ。日本国憲法が、「明治天皇の誕生

日に、しかも昭和天皇の『公布の詔』を添えるかたちで公布され」（山城）たその日、校長は共産党員の友人を訪ねるが不在だ。校長はその夜、憲法公布を記念して特別配給された酒を五勺だけ呑み、酔いながら、議論したかったことがらを友人にむけてしたためる。「五勺の酒」は、新憲法発布の記念式典に集まる人びとのようすと、戦時中の「暁天動員」とが、集会中と解散後の「精神のはやがわり」において、「まつたく、まつたく同じだった」と書く。この作品は、日本国憲法を境にして、なにが変わり、なにが変わらなかつた

連載エッセイ 第36回

## 動的な来歴

か、つまりは、人びとが無意識のなかへ葬りさつてしまったなにかを、繊細な皮膚感覚で、粘りよく二者択一を回避しながら綴る。

山城は、「五勺の酒」から、「敗戦前から戦後に何かが決定的に連続し、その連続が公認されてしまったのだ。校長はそれに未練を感じて酒を飲んだのである」と読みとる。「決定的な連続」のひとつが、日本国憲法が帝国憲法の「改正」と位置づけられている点だ。改正であるゆえに「公布の詔」が付されている

る。改正を裁可したのはほかならぬ天皇であり、ならば日本国憲法は天皇を裁くのは不可能となる。さらに、日本国憲法が帝国憲法からの連続ならば、植民地支配した朝鮮・韓国などの「外側」の問題は素通りされてしまう。日本国憲法と帝国憲法の連続は、ブックデザインの問題でもある。ブックデザインは文字をあつかうしごとと言つてよい。その文字と密接に関わるのが現代仮名づかいである。「終戦の詔勅」が旧仮名遣いで漢文調なのに対し、わずか15ヵ月後の昭和21年11月3日には、現代仮名づかいによる日本国憲法が生ま

れている。その2日後、「現代仮名づかいの要領」が内閣告示されたのだった。

旧仮名遣いによる「終戦の詔勅」から現代仮名づかいでの日本国憲法への転換に、言文一致運動と民主的な日本社会の成立との連関をみる向きもある。しかし、現代仮名づかいが敗戦前になかったわけではない。「国語国字問題とは、日本語の『外地』などへの普及問題と切り離せなかった」（安田敏朗『国語審議会、迷走の60年』講談社現代新書、2007年）。

鈴木一誌

ルールが簡単だとされる現代仮名づかいは、外地での日本語教育のために推された来歴をもつ。

現用される仮名づかいと、霧社事件をあつかった台湾映画『セデック・バレ』は連続している。敗戦を境にして、旧仮名遣いから現代仮名づかいへと転換したとみるのか、あるいは、敗戦前からの連続とするのか。日本国憲法を変えてはならないと思う。だが、日本国憲法の「改正された来歴」も忘れてはならない。不可侵のものとして護持するのではなく、動的に日本国憲法を守っていききたい。

（すずき・ひとし／ブック・デザイナー、題字デザイナーも筆者）